日医発第７４３号(保122)
平成１７年１１月３０日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
植 松 治 雄

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第８３条第２項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法」の一部改正について

標記につきましては、平成１７年１１月１６日付け厚生労働省告示第４８７号等で一部改正が行われ、それに伴い「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」も厚生労働省告示第４８６号等で一部改正され、それぞれ本年１１月１６日から施行されました。改正された主な点は下記のとおりでありますので、お知らせ申し上げます。

記

Ⅰ．基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部改正
(厚生労働省告示第４８６号)

１．入院対象者入院医学管理料の施設基準に小規格(１４床を超えない)の精神病床による病棟を認めた。(下線部分追加)

第３ 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等
１ 入院対象者入院医学管理料の施設基準
(１) 次に掲げる病棟を単位として行うものであること。
(一) 法第４２条第１項第１号又は第６１条第１項第１号の決定を受けた者であって、集中的な治療を要するものを入院させる病棟
(二) (一)に掲げるもののほか、病院の病棟の一部であって、法第４２条第１項第１号又は第６１条第１項第１号の決定を受けた者であって集中的な治療を要するものを入院させるための精神病床(１４床を超えないものに限る。)により構成される病棟(以下「小規格病棟」という。)

２．小規格病棟の人員配置基準を設けた。（基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平１７年厚労省告示第３６６号第３の１の（５）にただし書（下線部分）を追加した。）

（５）当該病棟における常勤の看護師の数は、４に、当該病棟の入院対象者の数に１．３を乗じた数を加えた数以上であること。
ただし、その一部に小規格病棟を有している病院の病棟にあっては、当該病院の病棟における看護職員の数が当該病院の病棟の入院患者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、その最小必要数の４割以上が看護師であって、当該小規格病棟について入院対象者の入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

３．主として身体合併症の治療が必要な入院患者に対し行う旧総合病院等の病棟について認めた。（基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成１７年厚労省告示第３６６号第３の１の（６）にただし書き（下線部分）を追加した。）

（６）当該病棟における常勤の作業療法士、精神保健福祉士及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成１７年厚生労働省令第１１７号）第２条第４項ホの臨床心理技術者の数の合計は、１に当該病棟の入院対象者の数が５又は端数を増すごとに１を加えた数以上であること。
ただし、百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院であって、入院対象者の状態に応じた入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されているものにあってはこの限りでない。

Ⅱ．入院対象者医学管理を行うための病床数が３０床に満たない場合につき所定点数に対する加算を設けた。（下線部分追加）

（厚生労働省告示第４８７号）

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第８３条第２項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法」の一部改正について

《別表》

医療観察法診療報酬点数表

第１章　基本診療料

第１節　入院料

入院対象者入院医学管理料（１日につき）

イ　急性期入院対象者入院医学管理料　６，６８０点

ロ　回復期入院対象者入院医学管理料　４，９２０点

ハ　社会復帰期入院対象者入院医学管理料　５，８２０点

注６　入院対象者入院医学管理を行うための病床数が３０床に満たない場合にあっては、当該病床数に応じ、次に掲げる点数を１日につきそれぞれ所定点数に加算する。

イ　１５床の場合	５６５点
ロ　１６床の場合	４６９点
ハ　１７床の場合	５３２点
ニ　１８床の場合	６７２点
ホ　１９床の場合	４９３点
ヘ　２０床の場合	３３３点
ト　２１床の場合	３７４点
チ　２２床の場合	２３７点
リ　２３床の場合	１１２点
ヌ　２４床の場合	３１３点
ル　２５床の場合	３８１点
ヲ　２６床の場合	３２６点
ワ　２７床の場合	２９６点
カ　２８床の場合	１８９点
ヨ　２９床の場合	９１点

Ⅲ．「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について
（平１７年１１月１６日付け障精発第1116004号 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）

１．「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平１７年８月２日付け障精発第0802004号）」を次のように改めた。（１４床以下の病床からなる病棟に係る留意事項を定めた）

第３ 施設基準
１ 入院対象者入院医学管理料
（１）入院対象者入院医学管理料に関する施設基準
① 当該指定入院医療機関の専ら入院対象者に医療を実施するための病棟に係る病床は全て個室で、床面積は１０平方メートル以上であり、以下に掲げる施設を有していることを標準とする。ただし、病院の病棟の一部であって、法第４２条第１項第１号又は第６１条第１項第１号の決定を受けた者であって集中的な治療を要するものを入院させるための精神病床（１４床を超えないものに限る。）により構成される病棟（以下「小規格病棟」という。）にあってはこの限りでない。
ア ２カ所以上の診察室
イ 酸素吸入装置・吸引装置等を有する処置室
ウ 床面積１０平方メートル以上の保護室
エ 集団精神療法室、作業療法室
オ 入院対象者が使用できる談話室、食堂、面会室、浴室及び公衆電話
②③（省略）
④ 無断退去を防止するため、~~玄関の二重構造等~~安全管理体制が整備されていること。
⑤（省略）
⑥ 病院の病棟の一部に小規格病棟を有している場合においては、小規格病棟に勤務する常勤看護師として、当該小規格病棟の入院対象者の数に１．３を乗じた数以上を配置すること。なお、当該常勤看護師については当該医療機関の病棟における小規格病棟以外の部分に係る看護職員として算定してはならないこと。
（例）６０床からなる精神病棟入院基本料３の届出を行っている病棟の場合

ｉ．小規格病棟を有さない場合

（ａ）　元来の看護職員の最小必要員数

６０人×１／３　＝　２０人

（ｂ）　元来の看護職員の最小必要員数（精神科入院基本料３は、看護職員のうち看護師４０％以上が基準）

２０人×４０％　＝　８人

ⅱ．小規格病棟１０床を設ける場合

（ｃ）小規格病棟に勤務する常勤看護師の数

１０人×１．３　＝　１３人

（ｄ）（ｃ）以外の看護職員の数

５０人×１／３　＝　１６．７人　≒　１７人

（ｅ）看護職員の合計必要数

１３人＋１７人　＝　３０人

（ｆ）看護師の最小必要人数

１７人×４０％＋１３人　＝　１９．８人　≒　２０人

⑦　１００人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院において、当該病棟における常勤の作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計が１に当該病棟の入院対象者の数が５又はその端数を増すごとに１を加えた数に満たない場合にあっては、入院対象者の状態に応じた入院医学管理を行うにつき以下の体制を整備していること。

ア　重度の身体合併症を有する対象者については、他の診療科等と連携し、精神障害の治療と相まって、身体合併症に対する適切な医療を提供できる体制を確保していること。

イ　重度の身体合併症を有さない対象者（治療により身体合併症が治癒した者を含む。）については、当該対象者の社会復帰を促進するために適当な指定入院医療機関に当該対象者を転院させるための必要な連絡調整を行うなど、他の指定入院医療機関との綿密な連携体制を確保していること。

２．主として身体合併症の治療が必要な入院対象者に対し当該治療を行う旧総合病院の病棟についての留意事項を定めた。

（添付資料）

１．官報(平１７年１１月１６日）第４２１９号抜粋

２．「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第８３条第２項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法」の一部改正について
（平１７年１１月１６日付け障精発第1116002号 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）

３．「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」の一部改正について
（平１７年１１月１６日付け障精発第1116004号 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年二月二十一日　日刊（行政機関の休日休刊）
第三種郵便物認可　付録資料版（毎週水曜）

目次

〔政令〕

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三九）
○自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令（三四〇）
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（三四一）
○郵政民営化法第百八十七条第一項の規定により日本郵政株式会社の設立委員がする準備行為に関する政令（三四二）
○電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三四三）
○電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（三四四）
○食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三四五）
○日本アルコール産業株式会社法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三四六）

〔規則〕

○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（人事院九―五五―八三）

〔告示〕

○政党助成法第五条第三項及び同法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務一二七九）
○日本国に帰化を許可する件（法務五七九）
○戸籍法第百十七条の二第一項の規定による指定に関する件（同五八〇）
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件（同五八一）
○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約のバヌアツ共和国による批准等に関する件（外務一〇六二）
○外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約へのリベリア共和国の加入に関する件（同一〇六三）
○M・ルイセンコ記念キエフ音楽学校楽器整備計画に対する贈与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件（同一〇六四）
○パプアニューギニアに対する贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア政府との間の書簡の交換に関する件（同一〇六五）
○過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書（失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（議定書Ⅳ）のリベリア共和国による同意の通告に関する件（同一〇六六）
○過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正へのリベリア共和国の加入に関する件（同一〇六七）
○対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約のバヌアツ共和国による批准に関する件（同一〇六八）
○化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約へのバヌアツ共和国の加入に関する件（同一〇六九）
○過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約へのリベリア共和国の加入に関する件（同一〇七〇）
○基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働四八六）
○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同四八七）
○船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十の規定により小型船舶教習所を登録した件（国土交通一三四八）
○道路に関する件（東北地方整備局一〇九、一一〇）
○都市計画に関する件（関東地方整備局四八五、四八六）
○道路に関する件（北陸地方整備局一一六、一一七）
○宅地建物取引業法第六十九条第一項の規定に基づく聴聞（近畿地方整備局一四二）
○道路に関する件（北海道開発局九八、九九）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

厚生労働省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

紛失された外交官等身分証明票の無効について（外務省）

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

最低賃金の改正決定に関する公示（茨城労働局最低賃金公示三、群馬同四、五、神奈川同六、愛知同二～八、島根同二～四、愛媛同二）

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

○法務省告示第五百八十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成十七年十一月十六日　法務大臣　杉浦　正健

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　有限会社くさかべ館　岐阜県下呂市幸田千八百十一番地

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
有限会社くさかべ館	岐阜県下呂市幸田千八百十一番地	ホテル研修

三　対象となる者　平成十七年十一月十六日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○外務省告示第千六十二号

一　バヌアツ共和国政府及びバハマ国政府は、平成十三年五月二十二日にストックホルムで作成された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の批准書を、それぞれ、平成十七年九月十六日及び同年十月三日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成十七年十二月十五日にバヌアツ共和国について、また、平成十八年一月一日にバハマ国について、それぞれ効力を生ずる。

二　セントビンセント及びグレナディーン諸島政府は、前記の条約の加入書を平成十七年九月十五日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成十七年十二月十四日にセントビンセント及びグレナディーン諸島について効力を生ずる。

（平成十七年九月十五日付け、同年十月四日付け及び同年十月七日付け国際連合事務総長書簡）

平成十七年十一月十六日

外務大臣臨時代理

国務大臣　安倍　晋三

○外務省告示第千六十三号

リベリア共和国政府は、昭和三十三年六月十日にニューヨークで作成された「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」の加入書を平成十七年九月十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成十七年十二月十五日にリベリア共和国について効力を生ずる。

（平成十七年九月十六日付け国際連合事務総長書簡）

平成十七年十一月十六日

外務大臣臨時代理

国務大臣　安倍　晋三

○外務省告示第千六十四号

平成十七年十一月二日にキエフで、M・ルイセンコ記念キエフ音楽学校楽器整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　M・ルイセンコ記念キエフ音楽学校楽器整備計画を実施するために必要な

(a)　楽器及びその調達に必要な役務の供与

(b)　前記(a)の楽器の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　二千九百七十万円

3　贈与の使用期限　平成十八年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　天江喜七郎在ウクライナ大使

ウクライナ側　イーゴル・リホヴィ文化観光大臣

平成十七年十一月十六日

外務大臣臨時代理

国務大臣　安倍　晋三

○外務省告示第千六十五号

平成十七年十一月三日にポートモレスビーで、パプアニューギニアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

1　援助の目的及び内容　パプアニューギニアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むパプアニューギニアの経済困難緩和に寄与するための概要の書簡の交換がパプアニューギニア政府との間に行われた。

2　贈与額　三億円

3　署名者

日本側　山下勝男在パプアニューギニア大使

パプアニューギニア側　ラビー・ナマリュー外務兼出入国管理大臣

平成十七年十一月十六日

外務大臣臨時代理

国務大臣　安倍　晋三

○外務省告示第千六十六号

リベリア共和国政府は、平成七年十月十三日にウィーンで採択された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書（失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（議定書Ⅳ））」に拘束されることに同意する旨を平成十七年九月十六日に国際連合事務総長に通告した。よって、同議定書は、平成十八年三月十六日にリベリア共和国について効力を生ずる。

（平成十七年九月十六日付け国際連合事務総長書簡）

平成十七年十一月十六日

外務大臣臨時代理

国務大臣　安倍　晋三

○外務省告示第千六十七号

リベリア共和国政府は、平成十三年十二月二十一日にジュネーブで作成された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正」の加入書を平成十七年九月十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同改正は、平成十八年三月十六日にリベリア共和国について効力を生ずる。

（平成十七年九月十六日付け国際連合事務総長書簡）

平成十七年十一月十六日

外務大臣臨時代理

国務大臣　安倍　晋三

○厚生労働省告示第四百八十六号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）に基づき、基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成十七年厚生労働省告示第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月十六日　厚生労働大臣　川崎　二郎

第三の一(1)を次のように改める。

(1)　次に掲げる病棟を単位として行うものであること。

(ｲ)　法第四十三条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者であって、集中的な治療を要するものを入院させる病棟

(ﾛ)　(ｲ)に掲げるもののほか、病院の病棟の一部であって、法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者であって集中的な治療を要するものを入院させるための精神病床（十四床を超えないものに限る。）により構成される病棟（以下「小規格病棟」という。）

○外務省告示第千六十八号

バヌアツ共和国政府は、平成九年九月十八日にオスロで作成された「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」の批准書を平成十七年九月十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成十八年三月一日にバヌアツ共和国について効力を生ずる。

（平成十七年九月十六日付け国際連合事務総長書簡）

平成十七年十一月十六日

外務大臣臨時代理

国務大臣　安倍　晋三

○外務省告示第千六十九号

バヌアツ共和国政府は、平成五年一月十三日にパリで作成された「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」の加入書を平成十七年九月十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成十七年十月十六日にバヌアツ共和国について効力を生じた。

（平成十七年九月十六日付け国際連合事務総長書簡）

平成十七年十一月十六日

外務大臣臨時代理

国務大臣　安倍　晋三

○外務省告示第千七十号

リベリア共和国政府は、昭和五十五年十月十日にジュネーブで作成された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」の加入書を平成十七年九月十六日に国際連合事務総長に寄託するとともに、同条約の議定書Ⅰ、Ⅱ及びⅢに拘束されることに同意する旨を通告した。よって、同条約並びにその議定書Ⅰ、Ⅱ及びⅢは、平成十八年三月十六日にリベリア共和国について効力を生ずる。

（平成十七年九月十六日付け国際連合事務総長書簡）

平成十七年十一月十六日

外務大臣臨時代理

国務大臣　安倍　晋三

第三の一(5)に次のただし書を加える。

ただし、その一部に小規格病棟を有している病院の病棟にあっては、当該病院の病棟における看護職員の数が当該病院の病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、その最小必要数の四割以上が看護師であって、当該小規格病棟について入院対象者の入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

第三の一(6)に次のただし書を加える。

ただし、百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院であって、入院対象者の状態に応じた入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されているものにあってはこの限りでない。

○厚生労働省告示第四百八十七号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月十六日　厚生労働大臣　川崎　二郎

別表第一章第一節の注に次のように加える。

注6　入院対象者入院医学管理を行うための病床数が50床に満たない場合にあっては、当該病床数に応じ、次に掲げる点数を1日につき算出した額の所定点数に加算する。

イ　15床の場合　565点
ロ　16床の場合　469点
ハ　17床の場合　532点
ニ　18床の場合　672点
ホ　19床の場合　493点
ヘ　20床の場合　333点
ト　21床の場合　374点
チ　22床の場合　237点
リ　23床の場合　112点
ヌ　24床の場合　313点
ル　25床の場合　381点
ヲ　26床の場合　326点
ワ　27床の場合　296点
カ　28床の場合　189点
ヨ　29床の場合　91点

○国土交通省告示第千三百四十八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の十第一項の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成十七年十一月十六日　国土交通大臣　北側　一雄

(一)　登録年月日　平成十七年十月三十一日
(二)　登録番号　国小教第九号
(三)　登録小型船舶教習実施機関の名称　有限会社マリンテクノ東京
(四)　住所　東京都千代田区麹町四丁目四番地
(五)　代表者の氏名　藤井　俊美
(六)　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地並びに登録小型船舶教習所の種類及び区分

登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地	登録小型船舶教習所の種類及び区分
有限会社マリンテクノ東京登録小型船舶教習所 東京都千代田区麹町四丁目四番地 有限会社マリンテクノ東京大阪事務所 大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三号	一級小型船舶操縦士第一種教習所、二級小型船舶操縦士第一種教習所、特殊小型船舶操縦士第一種教習所

○東北地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十一月十六日　東北地方整備局長　森永　敦夫

その関係図面は、平成十七年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	幅員	延長
秋田市下浜羽川字下野二番一三から同市下浜長浜字長坂一五九番二まで	前	一〇・四〇～一八・六〇メートル	一〇・六〇キロメートル
	後	一〇・六〇～一八・六〇メートル	一〇・二一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十一月十六日　東北地方整備局長　森永　敦夫

その関係図面は、平成十七年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	秋田市下浜羽川字下野二番一三から同市下浜長浜字長坂一五九番二まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所
四十五号	宮城県宮城郡松島町松島字大沢平一六番二六から同町松島字小石浜二三番二一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成十七年十一月十六日

○関東地方整備局告示第四百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年十一月十六日　関東地方整備局長　門松　武

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第八十一号
三　事業施行期間　自平成十七年十一月十六日至平成二十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都豊島区南池袋二丁目、南池袋四丁目及び東池袋四丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年十一月十六日　関東地方整備局長　門松　武

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第八十一号
三　事業施行期間　自平成十七年十一月十六日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都豊島区東池袋四丁目及び東池袋五丁目地内
使用の部分　なし

障精発第１１１６００２号
平成１７年１１月１６日

各地方厚生局健康福祉部長　殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神保健福祉課長

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第８３条第２項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法」の一部改正について

標記については、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第８３条第２項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（平成１７年厚生労働省告示第４８７号）」が公布され、本日から適用されることとなったところであるが、その実施につき、貴管内指定医療機関に周知するとともに、関係制度の円滑な実施について遺憾なきを期されたい。

なお、改正の要点は下記のとおりである。

記

入院対象者入院医学管理を行うための病床数が３０床に満たない場合につき、所定点数に対する加算を設けたこと。

障精発第１１１６００４号
平成１７年１１月１６日

各地方厚生局健康福祉部長　殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神保健福祉課長

「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」の一部改正について

標記については、「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件（平成１７年厚生労働省告示第４８６号）」が公布され、本日から適用されることとなったところであるが、その実施に伴い、「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」（平成１７年８月２日障精第０８０２００４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の一部を別添のとおり改正することとしたので、貴管内指定医療機関に周知するとともに、関係制度の円滑な実施について遺憾なきを期されたい。

なお、改正の要点は下記のとおりである。

記

（１）１４床以下の病床からなる病棟に係る留意事項を定めたこと。
（２）主として身体合併症の治療が必要な入院対象者に対し当該治療を行う旧総合病院等の病棟についての留意事項を定めたこと。

（別添）

基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて（平成１７年８月２日障精第０８０２００４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）

（下線部が変更部分）

改　　正	現　　行
記	記
第１　届出に関する手続 １　各施設基準に係る届出を行おうとする指定医療機関の開設者は、当該指定医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長に対して、別添の当該施設基準に係る届出書を正副２通提出するものであること。 ２　届出書の提出があった場合は、届出書を基に、「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等入院料等の施設基準」（平成１７年厚生労働省告示第３６６号）及び本通知に規定する基準に適合するか否かについて要件の審査を行い、記載事項等を確認した上で受理又は不受理を決定するものであること。また、補正が必要な場合は適宜補正を求めるものとする。 　なお、この要件審査に要する時間は原則として２週間以内を標準とし、遅くとも概ね１ヶ月以内（提出者の補正に要する期間は除く。）とするものであること。 ３　基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準に係る届出を行う指定医療機関が、当該届出を行う前６ヶ月間において、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成１５年法律第１１０号。以下「法」という。）第８５条第１項、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７８条第１項（同項を準用する場合も含む。）及び老人保健法（昭和５７年法律第８０号）第３１条第１項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関である場合にあっては、当該届出の受理は行わないものであること。 　なお、「診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた場合」とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」（平成７年１２月２２日保発第１１７号厚生省保険局長通知）に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の処分を受けた場合をいうものとする。 ４　届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、当該指定医療機関の所在する都道府県にある社会保険診療報酬支払基金支部に対して受理番号を付して通知するものであること。 　入院対象者入院医学管理料　（入処医管）第〇〇号	第１　届出に関する手続 １　各施設基準に係る届出を行おうとする指定医療機関の開設者は、当該指定医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長に対して、別添の当該施設基準に係る届出書を正副２通提出するものであること。 ２　届出書の提出があった場合は、届出書を基に、「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等入院料等の施設基準」（平成１７年厚生労働省告示第３６６号）及び本通知に規定する基準に適合するか否かについて要件の審査を行い、記載事項等を確認した上で受理又は不受理を決定するものであること。また、補正が必要な場合は適宜補正を求めるものとする。 　なお、この要件審査に要する時間は原則として２週間以内を標準とし、遅くとも概ね１ヶ月以内（提出者の補正に要する期間は除く。）とするものであること。 ３　基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準に係る届出を行う指定医療機関が、当該届出を行う前６ヶ月間において、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成１５年法律第１１０号。以下「法」という。）第８５条第１項、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７８条第１項（同項を準用する場合も含む。）及び老人保健法（昭和５７年法律第８０号）第３１条第１項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関である場合にあっては、当該届出の受理は行わないものであること。 　なお、「診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた場合」とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」（平成７年１２月２２日保発第１１７号厚生省保険局長通知）に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の処分を受けた場合をいうものとする。 ４　届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、当該指定医療機関の所在する都道府県にある社会保険診療報酬支払基金支部に対して受理番号を付して通知するものであること。 　入院対象者入院医療管理料　（入処医管）第〇〇号

通院対象者通院医学管理料　（通処医管）第○○号
医療観察精神科作業療法　（医精神作業）第○○号
医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」（医精デイ大）第○○号
医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」（医精デイ小）第○○号
医療観察精神科ナイト・ケア　（医精ナイト）第○○号
医療観察精神科デイ・ナイト・ケア　（医デイナイ）第○○号

5　要件審査を終え、届出を受理した場合は、届出日に遡って算定することができるものとする。

6　届出の不受理の決定を行った場合は、速やかにその旨を提出者に対して通知するものであること。

第２　届出受理後の措置

１　届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、指定医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。次に掲げる事項についての一時的な変動については、この限りではないこと。

（１）医師と法第４２条第１項第１号又は第６１条第１項第１号の決定により入院している者（以下「入院対象者」という。）の比率については、歴月で３か月を超えない期間の１割以内の一時的な変動。

（２）看護師と入院対象者の比率については、歴月で１か月を超えない期間の１割以内の一時的な変動。

（略）

第３　施設基準

通則　施設基準の届出に当たって、入院対象者の数及び看護要員の数等の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成１６年３月３０日保医発第０３３０００６号）」別添２入院基本料等の施設基準等第１病院の入院基本料に関する施設基準４の例によること。

１　入院対象者入院医学管理料

（１）入院対象者入院医学管理料に関する施設基準

①　当該指定入院医療機関の専ら入院対象者に医療を実施するための病棟に係る病床は全て個室で、床面積は１０平方メートル以上であり、以下に掲げる施設を有していることを標準とする。ただし、病院の病棟の一部であって、法第４２条第１項第１号又は第６１条第１項第１号の決定を受けた者であって集中的な治療を要するものを入院させるための精神病床（１４床を超えないものに限る。）により構成される病棟（以下「小規格病棟」という。）にあってはこの限りでない。

通院対象者通院医療管理料　（通処医管）第○○号
医療観察精神科作業療法　（医精神作業）第○○号
医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」（医精デイ大）第○○号
医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」（医精デイ小）第○○号
医療観察精神科ナイト・ケア　（医精ナイト）第○○号
医療観察精神科デイ・ナイト・ケア　（医デイナイ）第○○号

5　要件審査を終え、届出を受理した場合は、届出日に遡って算定することができるものとする。

6　届出の不受理の決定を行った場合は、速やかにその旨を提出者に対して通知するものであること。

第２　届出受理後の措置

１　届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、指定医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。次に掲げる事項についての一時的な変動については、この限りではないこと。

（１）医師と法第４２条第１項第１号又は第６１条第１項第１号の決定により入院している者（以下「入院対象者」という。）の比率については、歴月で３か月を超えない期間の１割以内の一時的な変動。

（２）看護師と入院対象者の比率については、歴月で１か月を超えない期間の１割以内の一時的な変動。

（略）

第３　施設基準

通則　施設基準の届出に当たって、入院対象者の数及び看護要員の数等の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成１６年３月３０日保医発第０３３０００６号）」別添２入院基本料等の施設基準等第１病院の入院基本料に関する施設基準４の例によること。

１　入院対象者入院医学管理料

（１）入院対象者入院医学管理料に関する施設基準

①　当該指定入院医療機関の専ら入院対象者に医療を実施するための病棟に係る病床は全て個室で、床面積は１０平方メートル以上であり、以下に掲げる施設を有していることを標準とする。

ア　２カ所以上の診察室
イ　酸素吸入装置・吸引装置等を有する処置室
ウ　床面積１０平方メートル以上の保護室
エ　集団精神療法室、作業療法室
オ　入院対象者が使用できる談話室、食堂、面会室、浴室及び公衆

ア　２カ所以上の診察室
イ　酸素吸入装置・吸引装置等を有する処置室
ウ　床面積１０平方メートル以上の保護室
エ　集団精神療法室、作業療法室
オ　入院対象者が使用できる談話室、食堂、面会室、浴室及び公衆電話

②　当該指定入院医療機関には、医療の質を確保するため、「新病棟外部評価会議」、「新病棟運営会議」、「新病棟倫理会議」、「新病棟治療評価会議」及び「地域連携を確保するための会議」が設置され、定期的に開催されていること。

③　緊急時の対応のため、「事故・火災発生対応マニュアル」及び「無断退去等対応マニュアル」が整備されていること。

④　無断退去を防止するため、安全管理体制が整備されていること。

⑤　当該入院医学管理の実施等については、「指定入院医療機関運営ガイドライン」（平成１７年７月１４日障精発第０７１４００１号）を参考とすること。

⑥　病院の病棟の一部に小規格病棟を有している場合においては、小規格病棟に勤務する常勤看護師として、当該小規格病棟の入院対象者の数に１．３を乗じた数以上を配置すること。なお、当該常勤看護師については当該医療機関の病棟における小規格病棟以外の部分に係る看護職員として算定してはならないこと。

（例）６０床からなる精神病棟入院基本料３の届出を行っている病棟の場合

ｉ．小規格病棟を有さない場合

（ａ）　元来の看護職員の最小必要員数

６０人　×　１／３　＝　２０人

（ｂ）　元来の看護師の最小必要員数（精神科入院基本料３は、看護職員のうち看護師４０％以上が基準）

２０人　×　４０％　＝　８人

ii．小規格病棟１０床を設ける場合

（ｃ）　小規格病棟に勤務する常勤看護師の数

１０人　×　１．３　＝　１３人

（ｄ）　（ｃ）以外の看護職員の数

５０人　×　１／３　＝　１６．７人　≒　１７人

（ｅ）　看護職員の合計必要数

１３人　＋　１７人　＝　３０人

（ｆ）　看護師の最小必要人数

１７人　×　４０％　＋　１３人　＝　１９．８人　≒　２０人

⑦　１００人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院において、当該病棟における常勤の作業療法士、精神保健福祉士及び電話

②　当該指定入院医療機関には、医療の質を確保するため、「新病棟外部評価会議」、「新病棟運営会議」、「新病棟倫理会議」、「新病棟治療評価会議」及び「地域連携を確保するための会議」が設置され、定期的に開催されていること。

③　緊急時の対応のため、「事故・火災発生対応マニュアル」及び「無断退去等対応マニュアル」が整備されていること。

④　無断退去を防止するため、玄関の二重構造等安全管理体制が整備されていること。

⑥　当該入院医学管理の実施等については、「指定入院医療機関運営ガイドライン」（１７年７月１４日障精発第０７１４００１号）を参考とすること。

（以下略）

臨床心理技術者の数の合計が１に当該病棟の入院対象者の数が５又はその端数を増すごとに１を加えた数に満たない場合にあっては、入院対象者の状態に応じた入院医学管理を行うにつき以下の体制を整備していること。 ア　重度の身体合併症を有する対象者については、他の診療科等と連携し、精神障害の治療と相まって、身体合併症に対する適切な医療を提供できる体制を確保していること。 イ　重度の身体合併症を有さない対象者（治療により身体合併症が治癒した者を含む。）については、当該対象者の社会復帰を促進するために適当な指定入院医療機関に当該対象者を転院させるための必要な連絡調整を行うなど、他の指定入院医療機関との綿密な連携体制を確保していること。 （以下略）	